

岩手県立盛岡第三高等学校同窓会会則

(名 称)

第1条 この会は岩手県立盛岡第三高等学校同窓会と称し、所在地を盛岡第三高等学校内（岩手県盛岡市高松四丁目17番16号）とする。

2 この会の愛称を「鵬同窓会」とする。

(目 的)

第2条 この会は、会員相互の親睦を図るとともに母校との連絡を密にし、母校の発展のために援助協力することを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員名簿の発行
- (2) 会報の発行
- (3) 講演会、親睦会その他の集会
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 この会の会員は、岩手県立盛岡第三高等学校卒業生の普通会員、並びに同校職員、及び同校旧職員の特別会員とする。

第5条 この会の会員は、卒業又は退職もしくは転出の際、その住所、氏名、職業等を届け出なければならない。

2 この会の会員は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、すみやかに本部事務局又は支部に届け出なければならない。

(会 費)

第6条 普通会員の会費は10,800円とし、卒業の際納付しなければならない。

(役 員)

第7条 この会の次表の左欄に掲げる役員を同表中欄に掲げる定数をもって置き、同表右欄に掲げる方法で選出するものとする。

役 員	定 数	選 出 方 法
会 長	1 名	普通会员のうちから総会で選出する。
副 会 長	5 名	普通会员のうちから会長が総会の同意を得て任命する。
理 事	若干名	普通会员のうちから総会で選出する。
事務局 長	1 名	普通会员のうちから会長が総会の同意を得て任命する。
支 部 長	各支部1名	支部規則に定めるところにより選出された者を会長が任命する
顧 問	若干名	特別会員のうちから会長が総会の同意を得て任命する。

2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。但し、支部長は支部規則に定めるところによる。

第8条 役員任期は、次の各号に掲げる通りとする。

- (1) 会 長 本会を代表し、及びすべての会務を総括すること
- (2) 副会長 会長を補佐し、及び会長に事故があるときは会長があらかじめ指名する者がこれに

代わること

- (3) 理事及び常任理事 理事会における審議事項を審議すること
- (4) 事務局長 事務局を代表し、及び本会の庶務に関する事務を行うこと
- (5) 支部長 支部を代表し、及び支部の総括に関すること
- (6) 顧問 必要に応じて総会又は理事会で意見を述べること

(機 関)

第9条 この会に次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 理事会
- (3) 監 事

(総 会)

第10条 総会はこの会の最高議決機関とする。

第11条 総会は毎年10月に会長が招集する。

2 会長は、特に必要があると認めるときは、理事会の議決を得て、臨時に総会を招集することができる。

第12条 総会は、次に掲げることを議決しなければならない。

- (1) 予算を定めること
- (2) 決算を承認すること
- (3) 会則を改正すること
- (4) 支部の結成及び廃止の承認
- (5) その他本会の運営に関する必要なこと

第13条 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 特別会員は表決を行うことはできない。但し、意見を述べることはできる。

第14条 総会の議長は、役員以外の者で出席している者のうちからそのつど選出する。

2 議長は必要と認めるときは、副議長を選任することができる。

3 議長は議事を記録するため、書記を若干名選任しなければならない。

4 議長、副議長及び書記は採決に参加することができる。

(理事会)

第15条 理事会は、定例理事会と常任理事会とし、会長が主宰する。

2 定例理事会は、副会長、理事、常任理事、支部長をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議し、又は決定する。

- (1) 総会に付議する議案に関すること
- (2) 予算案に関すること
- (3) 決算に関すること
- (4) 事業計画に関すること
- (5) その他この会の目的を達成するために必要な事項の計画に関すること

3 定例理事会は、総会前2週間以内に会長が招集する。

4 常任理事会は、副会長、理事のうちから互選された常任理事を持って構成し、次の各号に掲げる事項を審議し、及び決定または執行する。

- (1) 予算の執行に関すること
- (2) 事業の執行に関すること

(3) 総会で議決された事項の執行に関すること

(4) その他この会の目的達成のための必要な事項の執行に関すること。

5 常任理事会は、前項各号に掲げる事項を審議するときは、理事の意見を反映させるよう努めなければならない。

(監 事)

第 16 条 監事は、前条第 4 項各号に掲げる事項の執行について監査し、総会に報告書を提出する。

2 監事は前項の報告書に意見を添えることができる。

3 監事は、会員のうちから総会で選出する。

(本部及び事務局)

第 17 条 この会は、岩手県立盛岡第三高等学校内に本部を置く。

2 本部に事務局を設置し、本会の事務を行う。

3 事務局に次の帳簿を備える。

(1) 会員台帳

(2) 記録簿

(3) 会計簿

(事務局員)

第 18 条 事務局に次の局員を置き、会長が理事会の承認を得て、これを任免する。

(1) 係 長 3 名

(2) 係 員 2 名

(支 部)

第 19 条 会員は、この会の目的を達成するため総会の承認を得て、支部を結成することができる。

2 支部は、支部長及びその他の役員を選出その他に関する事項を支部規則で定めなければならない。

3 支部は支部長を選出したときは、会長に報告しなければならない。異動を生じたときも同様とする。

(会 計)

第 20 条 この会の会計年度は毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わるものとする。

2 各会計年度における支出は、その年度の収入をもってこれに充てなければならない。

3 1 会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを予算に編入しなければならない。

第 21 条 この会の会費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会則の改正)

第 22 条 この会則の改正は、理事会の承認を得て総会で議決しなければならない。

(補 足)

第 23 条 この会則に定めるものの外、この会則の実施に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この会則は、昭和 48 年 9 月 1 日から施行する。

昭和 48 年度は、昭和 48 年 4 月 1 日から昭和 49 年 7 月 31 日までとする。

昭和 50 年 8 月 10 日、一部改正。

昭和 56 年 8 月 9 日、一部改正。

平成 元年 10 月 23 日、一部改正。

昭和 18 年 10 月 21 日、一部改正。

平成 19 年 10 月 27 日、一部改正。

平成 23 年 10 月 22 日、一部改正